

## 第9回口頭弁論(差止)報告集会

2018年12月14日(金)  
弁護士会館 講堂 クレオ A  
18:00~20:00

### 【 プログラム 】

1 あいさつ 代理人弁護士 寺井一弘

2 第9回口頭弁論の報告

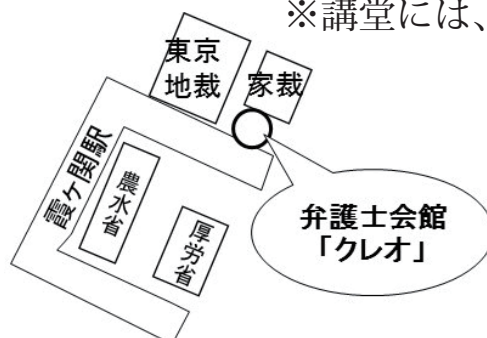
尋問された原告から

- 1) 田中 熙巳 (被爆者)
- 2) 原 かほる (障がい者)
- 3) 橋本 次男 (鉄道貨物運転士)
- 4) 森 謙治 (厚木基地周辺住民)
- 5) 小川 佳代子 (ママの会)
- 6) 飯島 滋明 (学者)

※次回、安保法制の差し止めの裁判の期日は、月 日( ) 【103号法廷】です。  
アピール活動を から地裁前で行いますので、ご参集ください。

#### <本日の流れ>

- 12:30 裁判所前 広報
- 13:30 103号法廷 開廷  
原告本人尋問
- 17:00 記者会見 (裁判所内 司法記者クラブ)
- 18:00~20:00 報告集会 (弁護士会館 講堂 クレオ A)  
※講堂には、17:00から入れます。



## 1) 田中熙巳 (被爆者)

### 証すべき事実

- (1) 新安保法制法の実施により生ずる危険とその制定による被害。
- (2) 原告田中は、長崎被爆者。3日後の爆心地の様子は火傷被害者の滲出液にハエやウジが群がり、町のあちこちで火葬の煙が上がるなど地獄絵。戦後は米国A B C Cが被爆者をモルモットのように調査した。これが戦争の行きつくところ。安保法制によりフラッシュバックして震えが止まらなくなる。

### 尋問事項書

1. 生い立ちについて。1932年に満州で出生し、1938年に軍人だった父が死亡したため、母子5人で長崎に帰ったが、その後の生活はどうだったか。
2. 1945年8月9日、長崎に原爆が投下されたが、どのような被害を受けたか。親族や住民の被害はどうだったか。
3. 原爆被害の記憶はどのように残っているか。
4. 戦後をどのような思いで生きてきたか。
5. 日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）での事務局長としての活動を通じて、核兵器廃絶の目標と日本国憲法の平和主義について、どのように考えてきたか。
6. 2015年9月19日に成立した新安保法制法をどのように理解し、受け止めているか。
7. 2016年5月27日、オバマアメリカ大統領が被爆地広島市を訪問した際、その式典に被爆者として参列し、何を感じたか。
8. I C A N（核兵器廃絶国際キャンペーン）がノーベル平和賞を受賞し、2017年12月10日にオスロで挙行された授賞式に被爆者として招待されて出席し、そこで何を感じたか。
9. 2017年7月7日、国連本部の条約交渉会議で核兵器禁止条約が採択されたが、これに日本が反対の態度をとったことをどう思っているか。
10. 新安保法制法と日本の今後について、自分の人生をふりかえりつつ、どう考えているか。
11. その他関連事項。

## 2) 原かほる (障がい者)

### 証すべき事実

- (1) 新安保法制法の実施により生ずる危険とその制定による被害。
- (2) 父母も自らも障がいを持っている原告原は、現在でさえ福祉の切り捨てにより生活が困難な障がい者が増えているのに、新安保法制の成立によって、国に役に立つ人間のみが選別され、障がい者はナチスドイツや戦時中の日本のように厳しく迫害されることになるであろう恐怖におののいており、生存権への具体的危険に感じていること。

### 尋問事項書

1. 両親と原告、家族全員が車椅子利用の歩行困難の障がい者であること。
2. 母親の戦争体験と両親が戦後の混乱の中で体験した障がい者の苦難について。
3. 原告の障がいと進学塾の専任講師を経て県庁職員として働くいきがい。
4. 障がい者に対する社会保障削減の下での両親の介護と苦しい生活について。
5. 平時でも差別される障がい者の苦しみ。
6. 安保法制の制定で真っ先に考えたこと。過去の戦争で障がい者は役立たずとして邪魔者扱いされてきた歴史について。
7. 安保法制の制定と防衛費の拡大について障がい者としてどのように感じているか。
8. 安保法制の制定により、原告が受けている不安、苦痛はどんなものか。
9. 本件訴訟の原告となる決意をした理由。
10. その他関連事項。

### 3) 橋本次男 (鉄道貨物運転士)

#### 証すべき事実

- (1) 新安保法制法の実施により生ずる危険とその制定による被害。
- (2) 原告橋本は、貨物列車運転士として貨物輸送に従事している。貨物列車は燃料などの危険物を積載することもあり、貨物列車や広大なヤードはテロの格好の標的となる。新安保法制法の下、鉄道労働者は有事の場合に戦争協力を求められることになる。

#### 尋問事項書

1. 日本国内での鉄道による物流の状況。
2. 貨物列車の運行の仕組みについて。
3. 過去に起きた鉄道事故やそこから学んだことについて。
4. 戦前、戦中の鉄道輸送について。また鉄道輸送と軍事の関係について。
5. 鉄道輸送への攻撃可能性、脆弱性について。また海外での鉄道に対するテロの事例について。
6. 新安保法制法制定後の鉄道の危険性について。
7. 新安保法制法制定により鉄道労働者が置かれている立場とその危険性について。
8. その他関連事項。

### 4) 森謙治 (厚木基地周辺住民)

#### 証すべき事実

- (1) 新安保法制法の実施により生ずる危険とその制定による被害。
- (2) 厚木基地付近に住み、またじん臓病のため定期的に人工透析を受けている原告森は、新安保法制法の成立により、日本が戦争に加担すれば、軍用機が厚木基地に発着する回数が増えることで騒音被害が増大する恐れを感じている。新安保法制法の下、基地を狙ったテロが発生する蓋然性に大きな危惧と身体への危険を感じている。

#### 尋問事項書

1. 地位・経歴など。
2. 厚木基地の概要と原告の居住環境。厚木基地では、どのような航空機が、どのような飛び方をするか。原告の住所地は、その中でどのような場所にあるか。
3. 軍用機が離着陸をするとき、どのような騒音状況が現出するか。騒音被害の特徴はどのようなものか。学校ではどうか。
4. 厚木基地の周りでは、墜落・落下物等の航空機事故が頻発していること。
5. 館野鉄工所墜落事故のときの具体的状況と、それが原告に与えた心理的影響について。
6. 日米の重要な航空基地と隣り合わせで、またその軍事活動と背中合わせで、日常生活をしていることの不安、危険などをどのように感じているか。
7. 安保法制の成立によって、そのような生活への危険は増大したか。どのような危険を感じるか。
8. 原告が罹患している腎不全の病状及び人工透析という治療の特徴、それに伴う日常生活の制約はどのようなものか。
9. 平和の中での安定した日常生活が確保されないと、病気とその治療にとってどのような事態が生ずるか。それについての不安はいかなるものか。安保法制は、その危険、不安を増大させたか。
10. 原告は、平和で安定した生活の確保のために、これまでどのような活動をしてきたか。その活動にとって安保法制が成立したことの意味はなにか。
11. その他関連事項。

## 5) 小川佳代子 (ママの会)

### 証すべき事実

- (1) 新安保法制法の実施により生ずる危険とその制定による被害。
- (2) 10代後半の長男と長女を持つシングルマザーの原告は、3.11以降自分が子どもたちを守る責任を感じ、「安保関連法に反対するママの会」のメンバーとして「誰の子ども殺させない」を合い言葉に、子どもたちを守りたいと必死に活動をしている。新安保法制法が成立し、若者が格差社会の中で戦場に送られる危険性が現実に生じていること。

### 尋問事項書

1. 原告の職業、家族について。
2. 原告が、生き方の問題や生命の問題を考え直すにいたったきっかけについて。
3. 「安保関連法に反対するママの会」の活動について。
4. 国会での新安保法制法の成立場面をみて、何を感じましたか。また、新安保法制法は、原告とその長男、また同世代の若者たちにどのような状況をもたらしていますか。
5. 子どもを戦争に送ることは、母親にとってどのような苦痛をもたらしますか。
6. 憲法9条が存在し、それが守られていることは、子を持つ母親にとってどのような意味がありますか。
7. 原告の海外旅行の体験から感じとった、憲法9条の意義。
8. 新安保法制法成立後の社会について感じていること。
9. 原告が、本件訴訟の原告に加わった動機、また裁判所に期待していることについて。
10. その他関連事項。

## 6) 飯島 滋明 (学者)

### 証すべき事実

- (1) 新安保法制法の実施により生ずる危険とその制定による被害。
- (2) 新安保法制法の概要と違憲性の具体的実態。
- (3) 憲法研究者として平和の問題に取り組む原告飯島の原体験には、父の戦争体験や子どもの頃に見た傷痕軍人などの記憶がある。虐殺に加担してはならないという憲法の平和主義は、原告の人格を形成する信念でもあった。新安保法制法は、その信念を根底から蹂躪した。原告飯島が教えた学生にも自衛官がいるが、自ら教えた学生が派兵されることは耐えられない。自衛隊が海外の戦争で人を殺し、殺される事態は何としても阻止しなければならない。

### 尋問事項書

1. 経歴や研究業績について。
2. 原告の父親の前橋空襲の経験と、原告自身が戦後世代として戦争被害について経験したことについて。
3. 原告が憲法学者になったいきさつと研究をフィールドワークにも広げた理由及び研究・活動領域について。
4. 原告がフィールドワークの現場で見た「自衛官、自衛隊の実態」について。
5. 原告がフィールドワークの現場で見た「戦火の下で起こっていること」について。
6. 原告の憲法学者として、新安保法制法制定により感じている葛藤、苦悩について。
7. 2016年12月、国連総会で採択された「平和への権利」の意義と内容、日本国憲法との関係について。
8. 新安保法制法の憲法適合性について。
9. ワイマール共和国の裁判官の歴史的な教訓と、今日の日本の裁判官に期待されていることについて。
10. その他関連事項。